

公益認定診断サービスのご案内

平成20年12月に新公益法人制度改革三法が施行されました。常事務所では、公益認定の方向性を検討するための簡易診断サービスを開始しましたのでご案内いたします。

20年度会計基準の適用は強制されておませんが、新制度の法人形態への移行申請時及び移行後も法定書類を作成し公益認定等委員会や行政庁等に提出する必要がある実質的には20年度会計基準に準拠することが必要となります。そこで常事務所ではスムーズに公益認定及び認可をいただくためにこれを支援するサービスをご用意いたしました。

特徴

★専門家(公認会計士等)によるアドバイス、報告を行います。

公益認定簡易診断報告書の概要及び診断手順

※注意 本簡易診断は現状開示いただいた財務諸表等が適正に作成されたものであることを前提にして実施いたします。

- 概要の整理**
貴法人の概要を把握し今後の問題点や課題を明らかにします。
- 公益目的事業と収益事業とその他の事業に区分し貴法人に適した区分を提案します。
更に、定款上の事業との整合性のチェックを行い、各事業の公益性判定のためのアドバイスを行います。
- ★事業別収支予算の仮算定**
上記事業分類に基づく収支予算書内訳表を仮算定します。
★事業別配賦基準の仮策定
各事業への配賦基準を仮策定します。
★費用配分の仮算定
費用を認定申請書等の様式に沿って仮算定します。
- 公益認定基準への適合結果の仮判定を以下の要領で行います**
 - 1、収支相償(収益事業の利益額の50%繰り入れの場合)の適合性を検討いたします。
 - 2、収支相償(収益事業の利益額の50%超繰り入れの場合)の適合性を検討いたします。
 - 3、公益目的事業比率を検討いたします。
 - 4、遊休財産額の保有制限を前期末の貸借対照表を前提に算定いたします。
 - 5、その他の認定基準の適合判定の助言を行います。
- まとめ**
専門家により以下の内容を貴法人関係者へ報告します
 - ★事業の公益性について総括して報告いたします。
 - ★財務三基準についてのそれぞれの基準の結果を報告します。
 - ★その他 公益認定要件のうち貴法人の問題点を明確にします。
 - ★今後の作業へのスケジューリング等アドバイスを行います。

診断の大まかな日程 (事業数が少ないか、小規模法人の場合)

1日目 概要聴取と資料検討

概要聴取に当り、事前に定款、決算書類等ご準備いただきます。

2日目 事業整理等の検討

3日目 報告書の提出と報告会

期間 初回概要聴取より2ヶ月以内

1回あたりの聴取、検討等の時間 2~4時間程度

貴法人の事情等により訪問回数、時間等は異なります。

★希望によりシステムの移行支援も行います。

診断後

定款変更、機関設計、公益認定までの実行支援、認定申請書作成支援と作成代行、認可申請書(一般法人)の作成支援と作成代行に関しても担当専門家にご相談に応じます。

・診断後の支援サービスは別途料金となります。

地域	関西(大阪駅を基点とした100km圏内)地区に限定
診断価格	525,000円～ (事業規模・支部の有無等により価格が変動いたします) 事前にヒアリング後、お見積もりさせていただきます

<表示価格は税込価格です>

※当サービスは、公益認定、一般認可を保障するものではありません

上田公認会計士事務所

〒541-0045

大阪府大阪市中央区道修町1-7-10

扶桑道修町ビル3F

TEL:06-6222-0030

FAX:06-6222-0038

担当:白石・穂積